

JA 新潟厚生連中央看護専門学校感染症対処方針

1. 学校および実習場における過ごし方

- 1) 体調管理票を毎日、黒ボールペンで記載し登校日に提出する。登校日に持参しない場合は校舎内には入れない。
- 2) 37.5°C以上の発熱、鼻汁、頭痛、咽頭痛、咳、嗅覚・味覚異常、嘔吐・下痢などの症状がある場合は登校せず、医療機関を受診し学校に連絡し、職員の指示に従う。
- 3) 同居家族や親しい人が新型コロナウイルス陽性者、または同居家族や親しい人が陽性者と接触した場合は登校せず、学校に連絡し、職員の指示に従う。
- 4) マスクの着用、登校・教室移動時に手洗い・アルコール手指消毒をする。
- 5) 校舎内での密集・密接・密閉を避ける。講義の際は、最前列は空けて2列目以降から席につく。教室前後のドアは常に開放する。また、休憩時間にも窓を開け換気をする。
- 6) 昼食時は学校の指定した場所で、少し間隔をあけて食べる。

2. 寮生活・自宅での過ごし方

- 1) 県外への外出は制限しない。県外移動時の届け出も不要とする。但し、移動時は、感染対策を徹底する。
- 2) 外出の際は、マスク・手洗いなど感染防御を十分に講じる。
- 3) アルバイトは、病院の感染防止対策の基準に合わせて随時、学校職員の指導のもと行う。
- 4) 会食時の人数制限はなしとする。但し、学生として良識ある行動・日常的な感染対策に努める。

3. 保護者の方へお願い

医療現場で学習する看護学校では、学生の登校制限、必要な検査の実施、家庭内での感染対策など、状況に応じていただく場合がありますのでご承知ください。宜しくお願い致します。

令和6年4月吉日
学校長 矢尻 洋一